

平成 22 年 度

昭 島 市 特 別 会 計 予 算 大 綱

（ 国 民 健 康 保 險 特 別 会 計
老 人 保 健 医 療 特 別 会 計
介 護 保 險 特 別 会 計
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計
下 水 道 事 業 特 別 会 計
中 神 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 ）

昭 島 市

平成 22 年度国民健康保険特別会計予算大綱

予算編成の基本的考え方

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤を支える制度として、市民の健康と医療の確保を図る基幹的な役割を担っている。しかし、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、医療費は増え続け、国民健康保険の財政運営を圧迫している。

本市の国民健康保険特別会計については、平成14年度から赤字決算が続いており、この間、一般会計からの繰入金が増額や保険税の改定、医療費の適正化、保健事業の推進など保険財政の健全化に努めてきた。しかし、医療費の継続的な増加や医療制度改革に伴う歳入の減少などにより収支の不均衡を解消するには至らず、依然として厳しい財政状況が続いている。

本年度の予算編成においては、累積する赤字額に対応するため、収納に係る嘱託職員の雇用や電話催告業務の委託等により保険税の収納確保を図るほか、医療費の抑制のため前年度に引続き特定健康診査等の保健事業を実施する。

今後においても厳しい財政運営が予想されることから、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上により生活習慣病の発症や重症化を予防し医療費の抑制を図るとともに、レセプト点検などの医療費の適正化や、納税課と連携してより一層の収納対策の取組みに努めるものとする。なお、国において検討されている保険者の再編・統合を見据え、保険税の計画的な平準化や赤字額の縮減を図るべく更に検討していくものとする。

予算の内容

本年度の国民健康保険特別会計の予算規模は、10,825,000千円で前年度に比較して558,000千円(4.9%)の減となっている。この主な要因は、平成20・21年度の東京都国民健康保険団体連合会による共同事業の算定誤りにより共同事業交付金及び共同事業拠出金の減のほか、退職者医療制度の原則廃止により療養給付費等交付金の減を見込んだものである。なお、景気の動向から社会保険等の喪失で国民健康保険へ加入者が増えると見込み、被保険者数については、対前年度比1,300人(4.0%)増の33,800人と算定するとともに、医療費である保険給付費については、前年度までの給付実績を勘案し、対前年度比4.6%増の7,603,924千円と算定した。

1 歳 入

国民健康保険税は、前年度までの収入実績及び被保険者数の増を勘案し、前年度に比較して73,936千円(3.0%)増額し、2,555,544千円を計上した。

一部負担金は、科目存置とした。

国庫支出金は、前年度に比較して130,250千円(5.1%)減額し、2,410,318千円を計上した。この内訳は、国庫負担金2,212,063千円、国庫補助金198,255千円となっている。

療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費負担に係る交付金であるが、

退職者医療制度が原則廃止されたことから、前年度に比較して332,822千円（41.6%）減額し、467,179千円を計上した。

都支出金は、前年度に比較して66,220千円（11.6%）減額し、506,458千円を計上した。この内訳は、都負担金61,110千円、都補助金445,348千円となっている。

前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費を全医療保険者で財政調整をすることにより、前期高齢者の医療費負担が重い国保保険者などに交付されるもので、前年度に比較して622,108千円（35.2%）増額し、2,389,699千円を計上した。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業に係る交付金と保険財政共同安定化事業に係る交付金で、前年度に比較して848,742千円（47.5%）減額し、938,286千円を計上した。この内訳は、高額医療費共同事業交付金157,786千円、保険財政共同安定化事業交付金780,500千円となっている。

財産収入は、科目存置とした。

繰入金は、前年度に比較して124,000千円（8.7%）増額し、1,550,001千円を計上した。この内訳は、一般会計繰入金については保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、その他一般会計繰入金を合わせて1,550,000千円、基金繰入金については科目存置とした。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、前年度に比較して10千円（0.1%）減額し、7,512千円を計上した。この内訳は延滞金、加算金及び過料5,000千円、預金利子10千円、雑入2,502千円となっている。

2 歳 出

総務費は、前年度に比較して33,258千円（17.2%）減額し、159,763千円を計上した。この内訳は、総務管理費90,298千円、徴税費69,465千円となっている。

保険給付費は、被保険者数の増と最近の医療費の動向等を勘案し、前年度に比較して331,672千円（4.6%）増額し、7,603,924千円を計上した。この内訳は、療養諸費6,746,336千円、高額療養費754,348千円、移送費240千円、出産育児諸費84,000千円、葬祭費12,000千円、結核・精神医療給付金7,000千円となっている。

介護保険納付金は、前年度に比較して23,935千円（4.5%）増額し、559,529千円を計上した。

老人保健拠出金は、医療制度改革に伴い平成20年度から老人保健医療制度が後期高齢者医療制度に移行したが、医療費拠出金の清算などに伴う拠出金として、前年度に比較して5,553千円（21.2%）減額し、20,619千円を計上した。

共同事業拠出金は、高額医療費共同事業に係る拠出金と保険財政共同安定化事業に係る拠出金並びにそれら事業の事務費に係る拠出金で、昨年度の連合会による算定誤りにより前年度に比較して749,866千円（42.3%）減額し、1,021,851千円を計上した。この内訳は、高額医療費共同事業医療費拠出金

186,323千円、保険財政共同安定化事業医療費拠出金835,512千円、事務費拠出金16千円となっている。

後期高齢者支援金等は、全医療保険者が後期高齢者医療制度の医療費の4割に相当する額を支援金として拠出するもので、前年度に比較して122,411千円(8.3%)減額し、1,345,696千円を計上した。

前期高齢者納付金等は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費を全医療保険者で財政調整をする経費で、前年度に比較して2,283千円(48.7%)減額し、2,408千円を計上した。

保健事業費は、特定健康診査並びに特定保健指導事業の経費を見込み、前年度に比較して2,236千円(2.2%)減額し、97,158千円を計上した。

基金積立金は、科目存置とした。

公債費は、一時借入金利子を50千円で前年度と同額を計上した。

諸支出金は、保険税還付金を前年度に比較して2,000千円(22.2%)増額し、11,001千円を計上した。

予備費は、3,000千円で前年度と同額を計上した。

平成 22 年度老人保健医療特別会計予算大綱

予算編成の基本的考え方

老人保健医療は、各種医療保険からの拠出金に基づく社会保険診療報酬支払基金からの交付金と国、東京都及び市からの公費負担により、原則 75 歳以上の高齢者を対象に医療の給付を行ってきた。

しかし、平成 18 年 6 月、高齢化の進展と老人医療費の増大に対応し、持続可能な保険医療制度の構築を目指す健康保険法等の一部改正が行われた。この改正によって、平成 20 年 4 月に後期高齢者医療制度が創設され、医療費の抑制と世代や保険者間の負担の公平を確保する新たな医療制度がスタートし、老人保健医療制度は同年 3 月を以って廃止された。

本会計は、老人保健医療制度の廃止に伴い老人医療費の清算のために、平成 22 年度まで存続するものとされている。

予算編成にあたっては、制度廃止後の医療費清算分の的確な把握と適正な給付に努めるとともに、効率的な清算事務に努めて経費の削減にも十分配慮するものとした。

予算の内容

本年度の老人保健医療特別会計の予算規模は、512 千円で、前年度に比較して 9,508 千円（94.9%）の減となっている。この主な要因は、老人保健医療制度の廃止に伴う医療費の清算が前年度でほぼ収束したことによるものである。なお、医療費については、過誤調整分として現物給付及び現金給付分 400 千円を計上した。

1 歳入

支払基金交付金及び国庫支出金、都支出金については、科目存置した。

一般会計繰入金は、前年度に比較して 500 千円（50.0%）減額し、500 千円を計上した。

繰越金及び諸収入は、科目存置とした。

2 歳出

医療費及び審査支払手数料からなる医療諸費は、前年度に比較して 9,308 千円（95.8%）減額し、409 千円を計上した。

諸支出金は科目存置とし、予備費は 100 千円を計上した。

平成 22 年度介護保険特別会計予算大綱

予算編成の基本的考え方

介護保険制度は、高齢者の誰もが安心して老後生活を送ることができるよう、社会全体で介護を支え合う仕組みとして定着してきた。

一方、高齢化の急速な進展により介護サービス量が増え、介護給付費の大幅な上昇が見込まれる中で、制度の持続可能性を確保するため、高齢者ができる限り要支援・要介護の状態にならず、地域でいきいきと暮らせるように、介護保険は介護予防重視型システムへと転換された。

また、介護保険サービスに従事する介護労働者については、高齢社会の進展などに伴い、今後 10 年間で 40 万人から 60 万人の人材確保が必要とされ、介護労働者の不足は、まさに介護保険制度の根幹を揺るがす問題となっており、国は介護職員等の処遇改善のための交付金を設けるとともに、介護職員が研修に参加する際の代替職員の雇用助成など、緊急雇用創出事業などへの取り組みも行われている。

こうした中、本年度の介護保険事業は、引き続き居宅サービスと介護予防事業の充実を基本に、要支援認定者を対象とした予防給付と、高齢者を対象とした特定高齢者把握事業における生活機能評価で要介護状態になることを未然に防止し、また高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを再構築し、高齢者にとってより身近な相談窓口としての機能の充実を図るものである。

予算編成にあたっては、第 4 期事業計画及び前年度の保険給付実績に基づいて、必要な保険給付費の確保を図るとともに、事業の運営経費の縮減などに努めながら保険財政の均衡にも充分配慮したところである。

予算の内容

本年度の介護保険特別会計の予算規模は、5,954,050 千円で、前年度と比較して 175,354 千円（3.0%）の増となっている。この主な要因は、第 4 期介護保険事業計画において見込んだ平成 21 年度から 3 年間の保険給付費と前年度保険給付実績を基礎として保険給付費を前年度比 3.1%の増で見込んだことによるものである。

1 歳 入

保険料（第 1 号被保険者の保険料）は、前年度と比較して 37,780 千円（3.2%）増額し、1,203,820 千円を計上した。

国庫支出金は、前年度と比較して 24,489 千円（2.0%）増額し、1,237,705 千円を計上した。その内訳は、保険給付費の国の負担割合から算出した国庫負担金 978,893 千円及び調整交付金や地域支援事業交付金などの国庫補助金 258,812 千円となっている。

支払基金交付金は、前年度と比較して 49,597 千円（3.0%）増額し、1,703,102 千円を計上した。これは、第 2 号被保険者の法定負担分として社会

保険診療報酬支払基金から交付される支払基金交付金 1,680,001 千円と、地域支援事業への交付金 23,101 千円である。

都支出金は、前年度と比較して 42,000 千円（5.1%）増額し、867,229 千円を計上した。その内訳は、保険給付費の負担割合から算出した都負担金 841,107 千円及び地域支援事業等に対する補助金 26,122 千円となっている。

財産収入は、介護保険給付事業運営基金利子及び介護従事者処遇改善臨時特例基金利子として 100 千円を計上した。

繰入金は、前年度と比較して 21,000 千円（2.3%）増額し、939,500 千円を計上した。このうち、一般会計繰入金は前年度と比較して 21,000 千円（2.3%）増額し、915,000 千円を計上した。その内訳は、保険給付費と地域支援事業に係る負担分 725,808 千円及び人件費・事務経費等の 189,192 千円となっている。また、基金繰入金は、介護報酬の引上げに伴う介護保険料の急激な上昇を緩和するため、平成 21 年度から平成 23 年度分の保険料上昇分の補填のため、国から一括交付された介護従事者処遇改善臨時特例交付金及び介護保険給付事業運営基金から、平成 22 年度分として 24,500 千円を繰入れるものである。

繰越金は科目存置とし、諸収入は 2,593 千円を計上した。

2 歳 出

総務費は、総額 189,507 千円で、前年度と比較して 1,680 千円（0.9%）の減となっている。その内訳は、総務管理費 120,346 千円、徴収費 15,023 千円、介護認定審査会費 53,412 千円等である。

歳出予算の 94.0%を占める保険給付費は、介護サービスの増加を見込み、前年度に比較して 168,438 千円（3.1%）増額し、総額 5,600,000 千円を計上した。その内訳は、在宅及び施設給付費としての介護サービス等諸費 5,058,235 千円、居宅給付が主である介護予防サービス等諸費 192,433 千円、高額介護サービス等費 117,160 千円、特定入所者介護サービス等費 223,622 千円等である。

財政安定化基金拠出金については、科目存置とした。

地域支援事業費は、159,900 千円を計上した。その内訳は、介護予防事業費が 79,000 千円、包括的支援事業・任意事業費が 80,900 千円となっている。

基金積立金は、100 千円を計上した。

公債費は、36 千円を計上した。

諸支出金は、3,506 千円計上した。

予備費は、前年度と同額の 1,000 千円を計上した。

平成 22 年度後期高齢者医療特別会計予算大綱

予算編成の基本的考え方

後期高齢者医療制度は、平成 20 年 4 月に創設されたが、これまでの老人保健医療制度と異なり、保険料負担の導入、年金からの特別徴収、世帯単位から個人単位の保険料負担などに改められたことから、多くの市民から保険料の負担や徴収方法などについて様々な意見があり制度の一部見直しも行われた。

平成 22・23 年度は保険料の改定年度であり、東京都後期高齢者医療広域連合では、保険料の上昇抑制策として、これまでの 62 区市町村による保険料軽減対策を継続するほか、財政安定化基金や剰余金の活用により、均等割額は据え置かれ、所得割も 0.62 ポイントの増としたところである。

また、先般行われた国政選挙において政権が交代し、後期高齢者医療制度廃止の方針が打ち出された。新制度へ移行するまでの間は高齢者に混乱や不安が生じないように、現行制度の保険料の軽減措置を継続するなど適切に対応し、安心して医療を受けることができるよう努めなければならない。

平成 22 年度後期高齢者医療特別会計予算の編成にあたっては、高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、保険料や一般会計繰入金などの歳入と、東京都後期高齢者医療広域連合に支出する療養給付費負担金、保険料負担金、保険基盤安定負担金等のほか、保険料の軽減措置にかかる特別対策費等を含めた広域連合納付金などの歳出を計上するなど、必要な経費を見積もるとともに、事業運営に要する経費の縮減などにも配慮したところである。

予算の内容

本年度の後期高齢者医療特別会計の予算規模は、1,593,764 千円で前年度に比較して 95,764 千円（6.4%）の増となっている。この主な要因は、これまで区市町村の独自事業となっていた葬祭事業を負担の平準化を図るため、区市町村の負担金による東京都後期高齢者医療広域連合の給付事業としたことによるものである。

また、医療費の給付や保険料の賦課等については東京都後期高齢者医療広域連合が行うこととされており、本予算はこの広域連合が行う事務を除いた受付事務、保険料徴収事務や保健事業等の経費を計上するとともに、後期高齢者医療保険料や繰入金、広域連合納付金など主要な予算については、東京都後期高齢者医療広域連合の積算値を基本に計上したものである。

1 歳入

後期高齢者医療保険料は、前年度に比較して 13,959 千円（2.2%）増額し、656,783 千円を計上した。これは、保険料改定及び保険料の軽減措置を考慮して算出したものである。

広域連合支出金は、東京都後期高齢者医療広域連合から健康診査事業等の委

託金として交付されるものであるが、葬祭事業の取扱いの変更に伴い新たに葬祭事業委託金が設けられたため、前年度に比較して31,804千円(185.3%)増額し、48,966千円を計上した。

繰入金は、前年度に比較して50,000千円(6.0%)増額し、888,000千円を計上した。この内訳は、療養給付費繰入金592,905千円、保険料軽減措置に伴う保険基盤安定繰入金116,168千円及び事務費等繰入金178,927千円となっている。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、総額14千円を計上した。この内訳として、延滞金、還付加算金、保険料未収金補てん分負担金償還金及び雑入についてはそれぞれ科目存置とするとともに市預金利子については10千円を計上している。

2 歳 出

総務費は、前年度に比較して957千円(1.9%)増額し、総額51,210千円を計上した。内訳としては、職員の給料等の総務管理費40,662千円、保険料の徴収費10,548千円である。

広域連合納付金は、前年度に比較して93,410千円(6.8%)増額し、総額1,476,311千円計上した。この内訳としては、医療給付費の定率(1/12)負担分である療養給付費負担金592,905千円、被保険者の保険料相当分の保険料負担金656,783千円、低所得者の保険料軽減分である保険基盤安定負担金116,168千円、事務費負担金37,698千円及び保険料軽減措置負担金72,756千円等となっている。なお、この保険料軽減措置負担金は、東京都後期高齢者医療広域連合が前年度に引続き実施する保険料軽減対策に伴うもので、内訳は審査支払手数料分25,204千円、財政安定化基金拠出金分7,185千円、保険料未収金補てん分13,404千円及び保険料所得割減額分823千円、葬祭費負担金26,140千円である。

保健等事業費は、総額61,243千円を計上した。内容としては脳ドック利用補助事業費を含む健康診査事業費34,243千円及び葬祭費27,000千円である。

諸支出金は、保険料還付金を前年度と比較して1,400千円(233.3%)増額し、2,000千円を計上した。

予備費は、3,000千円で前年度と同額を計上した。

平成 22 年度下水道事業特別会計予算大綱

予算編成の基本的考え方

公共下水道は、健康で快適な市民生活を営むうえで欠くことのできない都市の基幹的施設であるとともに水辺環境の水質保全のためにも欠くことのできない重要な施設である。本市の下水道事業は、市内全域の污水管整備をほぼ達成したものの、雨水処理については毎年市内の各所で浸水被害なども発生しており、早期の幹線管渠の整備とともに枝線の面的整備が期待されている。

また、下水道事業の計画的な整備や維持管理等を行うため、この先 30 年の下水道施策の方向性及び具体的施策の考えを示す「下水道総合計画」が平成 21 年度に策定されるため、これらも考慮する。

したがって、平成 22 年度も前年度に引き続き実施計画に基づいて国庫補助の対象となる主要雨水幹線の整備を中心に事業を進めるとともに、平成 20 年度に策定した「郷地ポンプ場耐震診断調査」及び「下水道総合地震対策計画」を踏まえて、「郷地ポンプ場耐震・改築更新工事委託」を 2 年間の継続事業として実施するとともに「管渠耐震化工事委託」事業を継続し、大規模地震に備える。

歳入については、根幹をなす下水道使用料収入について、公債費が年々減少していくこと、污水経費回収率が平成 19・20 年度に 100% になったことから平成 22 年度の使用料改定はしないことになったが、使用料単価の高い大口使用者の使用量の伸び悩みなどで、減少傾向にあるため、前年度同様一定の減額予算とした。

本年度の予算は、こうした考え方に立って、下水道の普及により快適に暮らせる生活環境の維持・向上を目指し、引き続き污水处理費に見合う下水道使用料収入の確保に努力するとともに、優先する雨水幹線整備を基本として予算編成を行った。また、下水道使用料収入が減少する状況下であるため、適正な維持管理経費の執行と污水处理経費回収率の向上に努め、更なる健全経営を目指していくものとした。

予算の内容

本年度の予算規模は前年度に比較して 499,138 千円（17.5%）増の 3,359,399 千円となった。予算編成にあたっては、雨水幹線整備の早期実現のため管渠建設費に重点配分しているが、本年度は工事量の増加から対前年度比 68.0% 増の 812,325 千円となった。また、流域下水道費は、老朽化した多摩川上流水再生センターの設備更新が平成 16 年度から実施されているが、工事量の減少で、対前年度比 84.8% 減の 4,728 千円となっている。

1 歳入

歳入の特徴としては、分担金及び負担金、国庫支出金、都支出金、市債の増、

使用料及び手数料、繰入金、繰越金の減等で、主な歳入は次のとおりである。

分担金及び負担金は、残堀川第3排水区枝線工事に伴う福生市からの負担金等で、本年度は工事量の増加から46,777千円(105.1%)を増額し、91,286千円を計上した。

使用料及び手数料は、使用量の減少傾向が続いているため、75,284千円(4.3%)減額し、1,680,815千円を計上した。

国庫支出金は、主に雨水管渠の築造工事に係る補助金であるが、本年度は管渠やポンプ場の耐震化に向けての関連事業が国庫補助事業となることを見込み、前年度に比較して166,500千円(83.7%)増額し、365,500千円を計上した。

都支出金も、同様の補助金であり、前年度と比較して8,325千円(83.7%)増額し、18,276千円を計上した。

繰入金は、下水道使用料収入の落ち込みがあるものの流域下水道建設負担金及び公債費等の減を見込み、前年度に比較して60,000千円(10.9%)減額し、492,000千円を計上した。

繰越金は、前々年度の決算額を踏まえ、20,000千円(66.7%)減額し、10,000千円を計上した。

市債は、公共下水道債が増加したことから、前年度に比較して432,900千円(161.2%)増額し、701,500千円を計上した。

2 歳 出

歳出については、雨水管整備に要する事業費と、汚水処理等に係る維持管理経費で、主な歳出は次のとおりである。

総務費は、公課費の増があるものの人件費等の減で、前年度に比較して5,345千円(2.2%)減額し、233,016千円を計上した。内訳は、人件費が101,043千円(前年度比13,191千円11.5%減)、下水道使用料徴収委託料が75,268千円(前年度比282千円0.4%減)、公課費が43,600千円(前年度比7,174千円19.7%増)等である。

事業費は、2件の雨水幹線工事に加え、地震対策関連事業のため、前年度に比較して645,247千円(51.2%)増額し、1,904,337千円を計上した。内訳は、管渠維持費が1,087,284千円(前年度比342,874千円46.1%増)、管渠建設費が812,325千円(前年度比328,817千円68.0%増)、流域下水道費が4,728千円(前年度比26,444千円84.8%減)である。

公債費は、19年度末に補償金免除繰上償還をした効果が今年度も続き、前年度に比較して140,764千円(10.4%)減額し、1,219,046千円を計上した。内訳は、元金の償還額が953,340千円(前年度比102,749千円9.7%減)、利子の償還額が265,706千円(前年度比38,015千円12.5%減)である。

主要な施策

福生市関連事業の残堀川第3排水区枝線工事において、今年度は西武線横断箇所となるため工事委託として美堀町3丁目(市道昭島23号)の区間243mを実施(435,000千円)。

東部 2 号幹線築造工事は今年度からの事業で武蔵野 3 丁目（市道昭島 12 号）の区間 340m を実施（293,000 千円）。

郷地ポンプ場施設の耐震補強及び設備の改築更新工事を 2 年間の継続事業の初年度として「郷地ポンプ場耐震・改築更新工事委託」を実施（370,865 千円、全体事業費 742,547 千円）。

地震等の災害被害の軽減を図るため「管渠耐震化工事委託」を実施（58,090 千円）し、大規模地震に備える。

平成 22 年度中神土地区画整理事業特別会計予算大綱

予算編成の基本的考え方

昭島都市計画中神土地区画整理事業第二工区は、昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会で合意された「基本計画」に基づき、「すみよいまちづくり」に向け、第二工区を駅前・北・西の三つのブロックに分割し、現在、駅前ブロックの事業を施行している。

平成 22 年度においても引き続き、道路等の公共施設整備のため、道路築造等工事及び街区・画地への建築物・工作物を収める移転補償を重点に置き、市街地の造成を図る。

第二工区駅前ブロック内の区画道路の築造を行ない、また、西ブロック内の市道昭島 10 号の拡幅に必要な用地の取得を行ない道路整備を行なう。併せて都市計画道路 3・5・4 号の道路整備を進め、平成 23 年春に全線の供用開始を目指す。一方、駅前ブロック完了後の円滑な事業展開を図るため、平成 21 年度に引き続き北ブロックを中心とした事業用地の取得を進めていく。

以上、駅前ブロック事業、都市計画道路 3・5・4 号整備事業及び減歩緩和のための事業用地の取得を重点に置いた予算編成を行った。

予算の内容

本年度の予算規模は、696,504 千円で、前年度（771,504 千円）に比較して、75,000 千円（9.7%）の減額となっている。

主な減額の理由としては、事業費のうち区画道路築造費及び都市計画道路 3・5・4 号整備事業用地取得費の減に伴うものである。

1 歳入

国庫支出金（都市再生区画整理事業補助金）50,000 千円を計上した。

都支出金は、54,001 千円で、前年度に比較して 14,000 千円（20.6%）の減額の計上とした。

一般会計からの繰入金は、北ブロック事業準備のための事業用地取得費を含め、490,000 千円で、前年度に比較して 39,000 千円（7.4%）の減額の計上とした。

保留地処分金は、100,000 千円で、前年度に比較して 17,000 千円（14.5%）の減額の計上とした。

2 歳出

総務費は、117,859 千円で、前年度に比較して 3,690 千円（3.0%）の減額の計上とした。

事業費は、北ブロック事業準備のための事業用地取得費を含め、576,610 千円とし、前年度に比較して 71,310 千円（11.0%）の減額の計上とした。内訳は、

調査設計費 15,600 千円、工事費 95,030 千円、事業用地取得費 191,680 千円、及び補償費 274,300 千円である。

主要な施策

第二工区駅前ブロック事業については、引き続き早期完了に向け、建築物等の移転を行うとともに、区画道路等の整備を行う。また、区画整理事業との整合性を図る中で、西ブロック内の都市計画道路 3・5・4 号整備及び接道する市道昭島 10 号の事業用地の取得に努めるとともに道路整備を進め、第二工区内の幹線道路のネットワーク化を目指していく。併せて、駅前ブロック完了後の円滑な事業展開を図るため、北ブロックを中心とした事業用地の取得を進めていく。